**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第七十九号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
環境省
国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十六年八月一日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十六年九月十日

経済産業大臣　小渕　優子
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

| 承認番号 | 特定特殊自動車の車名及び型式 | 承認事業者の氏名又は名称 | 承認事業者の住所 |
|---|---|---|---|
| NS—549 | ニッサンフォークリフト SB—WF05 | ユニキャリア株式会社 | 東京都品川区南大井六丁目22番7号 |
| NS2—9 | ニッサンフォークリフト XDN—D1F4 | 〃 | 〃 |
| NS2—10 | ニッサンフォークリフト XDN—DG1F4 | 〃 | 〃 |

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第八十号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
環境省
国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十六年八月一日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十六年九月十日

経済産業大臣　小渕　優子
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

| 承認番号 | 特定特殊自動車の車名及び型式 | 承認事業者の氏名又は名称 | 承認事業者の住所 |
|---|---|---|---|
| NS—312 | クボタ SCH181 | 松山株式会社 | 長野県上田市塩川5155 |

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第八十一号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
環境省
国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十六年八月一日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十六年九月十日

経済産業大臣　小渕　優子
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

| 承認番号 | 特定特殊自動車の車名及び型式 | 承認事業者の氏名又は名称 | 承認事業者の住所 |
|---|---|---|---|
| NS2—V52 | キャタピラー836H | キャタピラージャパン株式会社 | 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号 |
| NS2—V58 | キャタピラー772 | 〃 | 〃 |
| NS2—V105 | キャタピラー725 | 〃 | 〃 |

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第八十二号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
環境省
国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十六年八月一日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十六年九月十日

経済産業大臣　小渕　優子
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

| 承認番号 | 特定特殊自動車の車名及び型式 | 承認事業者の氏名又は名称 | 承認事業者の住所 |
|---|---|---|---|
| NS—416 | モロオカ MST—600VD | 株式会社諸岡 | 茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地 |
| NS—431 | モロオカ MST—500VDL | 〃 | 〃 |
| NS—432 | モロオカ MST—600VDL | 〃 | 〃 |

**○経済産業省
環境省
国土交通省告示第八十三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省
環境省
国土交通省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十六年八月一日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十六年九月十日

経済産業大臣　小渕　優子
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

| 承認番号 | 特定特殊自動車の車名及び型式 | 承認事業者の氏名又は名称 | 承認事業者の住所 |
|---|---|---|---|
| NS—551 | ランボルギーニ VT51 | 株式会社コーンズ・エージー | 北海道恵庭市北柏木町3丁目104番地1 |
| NS—633 | リムジン 23 | 〃 | 〃 |